



2026年5月14日

各 位

会 社 名 東洋製罐グループホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 琢司  
(コード番号 5901 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 IR 室長 木本 要  
(TEL 03-4514-2019)

## 業績連動型株式報酬制度の一部変更および継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として導入しております信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部変更したうえで継続することに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2026年6月26日開催予定の第113回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の一部変更・継続について

当社は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を2021年6月25日開催の第108回定時株主総会において上程し、承認可決されました。また、2023年6月23日開催の第110回定時株主総会においてはその内容を一部変更することについてご承認をいただいております（なお、このご承認の決議を以下「前回決議」といいます。）。

当社は、上記定時株主総会決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度についてその内容を一部変更したうえで継続することといたします。

なお、主な変更点は以下のとおりです（詳細は2.をご参照ください。）。

項目	変更前	変更後
株式交付時期	原則として退任時	毎事業年度（各ポイント付与日と同事業年度内の日）
譲渡制限	なし	あり（原則として当社株式の交付を受けた日から退任する日まで）

#### 2. 本制度の概要

変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

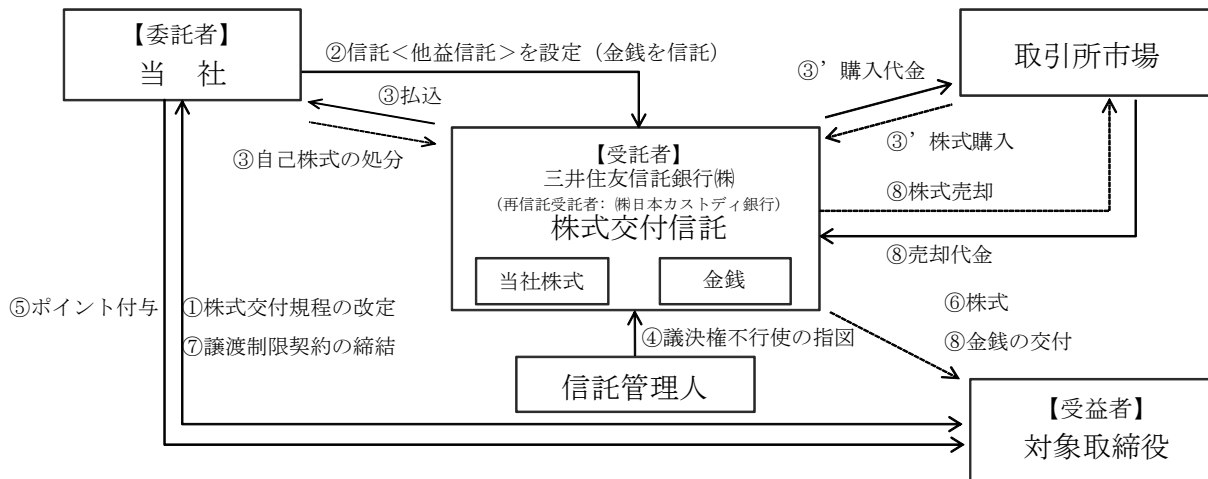
##### (1) 本制度の仕組み

変更後の本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2021年の本制度導入時に設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各対象取締役に付与するポイントのうち所定の割合の数（以下「株式交付分ポイント」といいます。）に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、当社が各対象取締役に付与するポイントから株式交付分ポイントを控除した数（以下「金銭交付分ポイント」といいます。）については、当該ポイント数に相当する当社株式を本信託において売却し、その売却代金相当の金銭を各対象取締役に対し交付するものとします。

本制度に基づき対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、原則として退任時として

おりましたが、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、株式交付分ポイント見合いの当社株式については、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内の日）に対象取締役に対して交付したうえで、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各対象取締役の間で譲渡制限契約を締結することにより当社および当社のグループ会社を退任（以下「退任」といいます。）するまでの間、譲渡制限を付すものとします。また、当該譲渡制限解除時の納税資金として、対象取締役に付与する金銭交付分ポイント見合いの当社株式について、原則として退任時に本信託において売却し、その売却代金相当の金銭を交付するものとします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役会において、対象取締役を対象とする株式交付規程を改定します。
- ② 当社は 2021 年 8 月 19 日に設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、本制度に基づき対象取締役に株式報酬として交付するために取得が必要な当社株式の取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を追加拠出（追加信託）します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は対象取締役に対しポイントを付与します。
- ⑥ 対象取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、付与されたポイントのうち株式交付分ポイントについて本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、株式交付分ポイントに相当する数の当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該対象取締役との間で、交付日から退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。
- ⑧ 各対象取締役は、原則としてその退任時に、付与されたポイントのうち金銭交付分ポイントについて本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、金銭交付分ポイントに相当する数の当社株式を本信託において売却換金した代金に相当する金銭の交付を受託者から受けます。なお、受託者は、当該金銭交付を行うため、当該対象取締役が保有する金銭交付分ポイントに対応する数の当社株式を取引市場にて売却します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## （2）本信託に対する金銭の信託

本株主総会で、本議案のご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記（5）のとおり、本信託内の金銭（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## （3）対象期間・信託期間

本議案による変更後の本制度による報酬は、2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する対象取締役に支給します（ただし、下記（4）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

また、本信託は、当初の信託期間を約5年間（2021年8月19日から2026年8月末日まで）として設定しておりましたが、これを5年間（2031年8月末日まで）延長します。ただし、下記（4）のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

## （4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により対象取締役に株式報酬として交付するために取得が必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金額の金銭を本信託に追加信託することとします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、執行役員に対しても本制度と同様の株式報酬制度を導入しているため、同制度に基づき執行役員に交付するために取得が必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度に基づき対象取締役に交付するために取得が必要な当社株式の追加取得資金として、

当該延長分の対象期間の事業年度数に金 100 百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（６）のポイント付与および当社株式（および金銭）の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない対象取締役がある場合には、当該対象取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### （５）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記（４）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、対象取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に対象取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（４）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### （６）対象取締役に交付される当社株式・金銭の算定方法および上限

##### ① 対象取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じて定める数に、業績連動指標（※）に応じて 50～150%の範囲内で変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与します。

※業績連動指標は、当社の連結の ROE、EBITDA および非財務指標であるサステナブル指標の 3 種類とし、各指標のウェイトについては取締役会で決定するものといたします。

なお、サステナブル指標は、ESG 外部評価機関の評価を指標と定め、ESG 外部評価機関は「FTSE ESG スコア」による評価を採用し、その採点結果に基づきガバナンス委員会の評価を経て、取締役会で決定する指標となります。

ただし、当社が対象取締役に對して付与するポイントの総数は、1 事業年度あたり 100,000 ポイントを上限とします。

##### ② 対象取締役に對する当社株式の交付

各対象取締役は、上記①のポイント付与を受ける都度（各ポイント付与日と同事業年度内の日に）、下記 3. の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、上記①のポイントのうち株式交付分ポイントについて本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、株式交付分ポイントに相当する数の当社株式の交付を受けます。対象取締役に交付される当社株式は、1 ポイントあたり 1 株とします（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1 ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1 ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。）。

また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

##### ③ 対象取締役に對する金銭の交付

各対象取締役は、原則としてその退任時に、上記①のポイントのうち金銭交付分ポイントにつ

いて本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、金銭交付分ポイントに相当する数の当社株式(上記②と同様に換算した数とします。)を本信託において売却換金した代金に相当する金銭の交付を受けます。ただし、かかる金銭の交付は、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で行うものであり、実際に対象取締役が受け取るのは当該源泉徴収後の金額(残額がある場合に限る)になります。

④ 本議案による変更前の本制度に基づき付与されたポイントに相当する当社株式の交付

上記②、③にかかわらず、本議案による変更前の本制度に基づき付与されたポイントに応じた当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

(7) 議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営の中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものといたします。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式および金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 対象取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案による変更後の本制度に基づき付与された株式交付分ポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下、「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(各対象取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。)

ただし、退任日以後に本議案による変更後の本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さないものとします。

- ① 対象取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社の取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件等

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員から独立した第三者を選定

議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2021年8月19日
信託の期間（延長後）	2021年8月19日～2031年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上